

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）上の 5 類感染症に移行することとなります。

これに伴い、内閣府及び香川県において、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されるため、本校においても新型コロナウイルス感染症対策本部は同日付で廃止します。

なお、令和 5 年 5 月 8 日以降の日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

本校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を必要に応じて参考にし、対応します。

■関係資料 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(2023.5.8～)

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf